平成２３年（フ）第４７９号
静岡県静岡市葵区与一２丁目９番６号、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡42番地の５
債務者　田中館とし江
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
仙台市太白区郡山字欠ノ上７番地の２
債務者　鳥畑　秀子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３０号
仙台市太白区郡山７丁目12番50号　アルティスタB101
債務者　小田川尚正
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６０号
仙台市若林区荒井字沖谷地24番地の３
債務者　藤谷　治人
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７７号
仙台市泉区将監６丁目４番31―53号
債務者　田地　大樹
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
秋田市川尻上野町３番30号
債務者　佐藤　典子
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３８号
秋田市御所野元町４丁目９番１号　クラージュ203号
債務者　吉原直美こと　戸坂　直美
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
秋田県山本郡八峰町峰浜石川字石川452番地
債務者　嶋津　輝一
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４０号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子１番地102　パープルシャトー眺望台101号
債務者　加藤伝一郎
１　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４９号
秋田県大仙市北長野字茶畑28番地１
債務者　林崎　　豊
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１８２号
福島市泉字先達１番地　市住４―32
債務者　近野　宝蔵
１　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
茨城県高萩市高浜町２丁目159番地の６
債務者　田尻　　淳
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２４３号
茨城県筑西市乙162番地20　臼井コーポ101
債務者　光本　　勲
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４４号
茨城県筑西市乙162番地20　臼井コーポ101
債務者　光本　恵子
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５０号
茨城県結城市大字鹿窪1305番地３　県営鹿窪アパート１―304号
債務者　榎本　裕之
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５６号
茨城県猿島郡境町大字志鳥47番地１
債務者　藤巻　祐輔
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５９号
茨城県筑西市海老江657番地
債務者　本橋　信雄
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６０号
茨城県筑西市海老江657番地
債務者　本橋ふぢえ
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部